

渋民振興会安全運転管理規程

(目的)

第1条 この規程は、渋民振興会（以下「本会」という。）の職員による交通事故を防止するため、業務に使用する車両の運行管理に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 職員 本会に勤務する職員をいう。
- (2) 車両 道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）第2条第2項に規定する自動車（以下次号において「自動車」という。）および同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。
- (3) 業務用車両 本会が管理している車両（リースも含む。）をいう。
- (4) 運転者 運転免許を有する職員で、業務用車両の運転を許可された者をいう。
- (5) 車両管理責任者 業務用車両が配置されている施設の所管の長をいう。

(安全運転の優先)

第3条 安全運転は全ての業務に優先するものとし、道路交通法はもとより関係する諸規程に従うものとする。

(運転者の登録)

第4条 業務用車両を運転しようとする者は、運転者台帳（様式第1号）に運転免許証の写し（両面）を添えて本会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

2 運転者は、運転免許証の記載事項に変更があった場合は、免許証の写し（両面）を提出しなければならない。

(車両の使用手続き)

第5条 運転者は、業務用車両の使用にあたり、事前に所管の長の使用許可を受けなければならない。

(鍵の受納と返納)

第6条 運転者は、運転開始前に所管の長から業務用車両の鍵を受け取り、運転終了後はこれを返納しなければならない。

(日常点検)

第7条 運転者は、運転開始前に車両点検（日常点検）を実施し、その結果を運行記録簿に記入しなければならない。

2 点検の結果、車両に異常がある場合には直ちに所管の長に報告し、指示を受けなければならない。

（車の整理整頓）

第8条 運転者は、常に業務用車両の整理整頓に努め、清潔さを維持しなければならない。

（車両の保全）

第9条 運転者が業務用車両を離れて業務を行うときは、施錠し車両盗難等の防止措置をとらなければならない。

2 業務用車両は、指定された場所に保管しなければならない。

3 駐車禁止又は駐停車禁止場所に車両を駐車してはならない。

（運転日誌）

第10条 車両に運転日誌（様式第2号）を備え付け、運転を終了した都度当該運転者は、運行状況等を記録しなければならない。

（異常気象時の措置）

第11条 車両管理責任者は、異常気象のため安全な運転が困難な場合は、予め運転者に対して異常気象に対する指示、注意（又は中止）等必要な措置を講じるものとする。

（応急用具の備付）

第12条 車両管理責任者は、踏切における非常信号用具、応急修理用具および停止表示器材等の応急用具を備え付けなければならない。

（禁止行為）

第13条 運転者は、次の行為をしてはならない。

- （1） 業務用車両を業務外で使用する事。
- （2） 使用許可車両以外の業務用車両を無断で使用する事。
- （3） 無断で業務用車両を第三者への貸与および第三者を同乗させる事。
- （4） 無断で業務用車両を自宅に持ち帰ること。

2 運転者は、次のような場合は業務用車両を運転してはならない。

- （1） 運転免許証を携帯していないとき
- （2） 運転免許の停止や取り消しの処分を受けているとき
- （3） 過労や病気等で安全な運転ができない恐れのあるとき
- （4） 酒気帯びおよび酒酔い状態にあるとき

3 運転者は、前項に該当する状態にある場合は、必ずその旨を所管の長に報告しなければ

ばならない。

(運転中の遵守事項)

第14条 運転者は、道路交通法を常に遵守して、他人に危害を及ぼさないよう安全運転に努めなければならない。

(交通事故発生時の措置)

第15条 運転者は、交通事故が発生した場合、法令で定められている次の措置をとるとともに、警察官の指示がない限り事故現場から無断で離れてはいけない。

- (1) 負傷者の安全な場所への避難および救命救急措置等の措置を講ずること。
- (2) 事故の続発を防止するため車両の移動等の措置を講ずること。
- (3) 警察への連絡および救急車の手配をすること。

2 運転者は、事故が発生した場合直ちに車両管理責任者に報告するとともに、順次、次の事項について自動車等事故発生報告書（様式第3号）に記載し、会長に提出し指示を受けなければならない。

- (1) 事故発生日時、場所、発生状況、負傷や損害の程度
- (2) 事故の相手方の車種、氏名、年齢、住所、勤務先および電話番号等
- (3) 事故の目撃者がいる場合は、目撃者の住所、氏名および連絡先等
- (4) 負傷者が病院に収容された場合は、その病院名および所在地等

3 運転者は、事故現場において独断で相手方と示談に関する交渉をしてはならない。

(交通違反等の報告)

第16条 業務用車両を運転中に交通違反が発生した場合は、交通違反等届出書（様式第4号）を会長に提出するものとする。

(交通事故・違反等の責任)

第17条 交通事故等が、運転者本人の故意又は飲酒運転や暴走行為等の悪質な違反と認められる場合は、交通事故等による損害は本人が負担しなければならない。

- 2 業務用車両を業務以外の目的で使用中に生じた交通事故についても、それによる損害は本人が負担しなければならない。
- 3 交通違反、交通事故によって発生する反則金、罰金は運転者が負担するものとする。

(運転の禁止)

第18条 この規程に違反し、重大な交通事故等を起こした場合は、業務用車両の運転を禁止することがある。

- 2 運転を禁止された者は、所定の交通安全教育を受けて、会長の承認を得るまで運転業務に就くことはできない。

(職員の処分)

第19条 この規程に違反し、重大な交通事故等を起こした場合は、本会就業規則の制裁を適用することがある。

(準用)

第20条 この規程は、業務中における運転以外であっても準用する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する

様式第1号（安全運転管理規程第4条関係）

No. _____

_____年 ____月 ____日作成

運 転 者 台 帳

				担当者
ふりがな				
氏名			印	
生年月日	年 月 日生			
入社年月日	年 月 日			
現住所	〒 ☎			
緊急連絡先 (家族等)	(氏名) (住所) ☎ (勤務先) ☎ ① ②			
血液型	型			
運 転 免 許 証 関 係	免 許 の 種 類	有 効 期 間	免許交付年月日	年 月 日
			免許証番号	
		・ ・	(免許証をコピーして添付)	
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		
運転歴（本会在職中における）			年	
事 故 違 反 歴	発生年月日	事故・違反歴	処理・処分の概要	
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			

様式第2号（安全運転管理規程第10条関係）

運 転 日 誌

他施設 使用※	施設名				車両番号					
命令※	承認・命令※		月/日 時間	運行区間 走行距離	同乗者 (運転者) () 計 人	用 途		概 要		車両 取扱 責任者
所管の長	所管の長									
			月 日 : ~	から まで 往復・片道	() 計 人			ガソリン等補給量		
				始 終 走行				故障・修理等		
				使用施設					アイドリングストップ等の状況※	
			月 日 : ~	から まで 往復・片道	() 計 人			ガソリン等補給量		
				始 終 走行				故障・修理等		
				使用施設					アイドリングストップ等の状況※	
			月 日 : ~	から まで 往復・片道	() 計 人			ガソリン等補給量		
				始 終 走行				故障・修理等		
				使用施設					アイドリングストップ等の状況※	
			月 日 : ~	から まで 往復・片道	() 計 人			ガソリン等補給量		
				始 終 走行				故障・修理等		
				使用施設					アイドリングストップ等の状況※	
			月 日 : ~	から まで 往復・片道	() 計 人			ガソリン等補給量		
				始 終 走行				故障・修理等		
				使用施設					アイドリングストップ等の状況※	

注 1 この記録簿は、運転者（使用者）が記載して決裁を受けること。

2 他の施設で使用した場合には、承認命令欄は承認欄とし、他施設使用欄の命令欄に運転者の所属長の決裁を受けること。

3 使用施設欄は、他の施設で使用した場合のみ記載して構わないこと。

4 アイドリングストップの状況欄で不適の場合には、() 内に理由等を記載のこと。

年 月 日

浜民振興会会長 様

職氏名

自動車等事故発生報告書

事 故 の 種 類					
事 故 発 生 時 間				天 気	
事 故 発 生 場 所				道 路 名	
事 故 の 当 事 者	職 員	所 属		職 氏 名	
				生 年 月 日	
		免 許		自動車の種類車名および登録番号	
		空 ・ 乗 車 の 別		貨物の種類および積載量	
	相 手 側	氏 名 ・ 性 別 ・ 年 齢		職 業 お よ び 住 所	
		勤 務 先 お よ び 代 表 者 氏 名		住 所 ・ 電 話 番 号	
		免 許		自動車の種別車名および登録番号	
		契 約 保 険 会 社 名		保 険 契 約 者	
事 故 の 概 況			事故現場の見取り図		

3-3 安全運転管理規程

障 害 の 部 位 お よ び 程 度	職 員			
	相 手 側			
物 件 破 損 の 程 度	職 員	評 価		
	相 手 側	評 価		
事 故 の 原 因				
職 員 に 対 す る 調 査 (職員が加害者の場合)	事 故 発 生 前 1 週 間 の 稼 働 状 況			
	事 故 車 両 の 運 転 経 歴		当 日 の 健 康 状 態	
	運 転 経 路 に 対 す る 認 識		過 去 の 車 両 運 行 に 係 る 刑 事 罰 又 は 行 政 罰 の 有 無 (有の場合その内容)	
職 員 お よ び 所 管 の 長 の 事 故 処 理 状 況				
事 故 本 人 等 の 申 立 て	(事故の概況等) 上記のとおり相違ありません。 年 月 日 本人氏名 ⑩ 同乗者氏名 ⑩			
処 理 欄				
備 考				

注 1 事故本人等の申立て欄は、運転者等が記入の上、署名押印する。

2 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 運転日誌の写し

(2) 所轄警察署長の発行する事故証明書

(3) 医師の診断書